

**令和7年度**

**女性活躍推進企画事業実施業務に係る**

**公募型プロポーザル実施要領**

**令和7年4月**

**真庭市役所 産業観光部 産業政策課**

## 1. 業務概要

### (1) 目的

消滅可能性自治体は、若年女性人口の減少率で判定される。若年女性人口の増加を図るため、女性が働きやすいデジタルスキルを習得し、潜在的労働力となっている未就労女性の就労意欲の醸成や、子育て中等でも正規雇用化を目指す女性の就業の促進など女性が活躍できる就労環境を整備し、市内への移住・定住を促進するとともに、市外への転出を抑制する。

### (2) 業務名 女性活躍推進企画事業実施業務

### (3) 業務内容 女性が活躍できる就労環境を整備するため、市内企業や女性に対して調査を行い有効な改善策を普及させるために次のことを行う。

#### ①市内企業への調査

多くの市内企業にヒアリングやアンケートを行い、企業が求めるデジタルスキルはどのようなものか調査を行うとともに、デジタルスキルを習得した女性への仕事の発注や新規雇用について啓発を行うこと。

#### ②女性への調査

多くの女性に対してニーズ調査やアンケート調査を行い、デジタル講座の必要性や講座の内容について分析を行うこと。

#### ③講座開設に向けた計画

企業ヒアリングや女性への調査の結果を踏まえ、令和8年度以降のデジタル講座開設に向けて、必要な機器、スケジュール、講座内容、講師の人選などの計画を策定すること。

#### ④真庭商工会との連携

真庭商工会が実施する市内企業の経営者層に対する意識啓発講座について連携を図ること。

#### ⑤実施報告書

### (4) 業務期間 契約締結時～令和8年3月6日

## 2. 業務に要する費用（予定価格）

14,916,000円（税込）

なお、参考見積書の金額が、業務に要する費用（予定価格）を超過した場合は失格とする。

### 3. 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる事項を満たす者でなければならない。

（１）市に入札参加資格審査申請書【役務】を提出し入札参加資格者名簿に登録済みであること又は入札参加資格者名簿に未登録の場合には、当該種別の規定で定める入札参加資格審査申請書類を提出し確認を受けたものであること。

（２）真庭市建設工事等入札参加資格者入札参加停止措置要領による入札参加停止を受けていないこと。 ※公募型プロポーザル方式…公示日現在から受託受託候補者特定の日まで

（３）地方自治法施行令（昭和２２年５月３日政令第１６号）第１６７条の４第１項の規定に該当しないこと。

（４）破産法（平成１６年法律第７５号）の規定により破産の申立てがなされていないこと。

（５）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続き開始の申立てをしていないこと又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続き開始の申立てをしていないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画又は民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を除く。

（６）次のアからオまでのいずれの場合にも該当しないこと。

ア 役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（市との契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、法人格を持たない団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「暴対法」という。以下同じ。）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴対法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が、その属する法人若しくは法人格を持たない団体、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 上記ウ及びエに掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

（７）本業務について、十分な業務遂行能力を有し、適正な執行体制を有すること及び本市の指示に柔軟に対応できること。



- ・企画提案書記載事項一覧（別紙１）の項目について漏れなく記載すること。
- ・簡潔に記載し、文書を補完するためのイメージ図・イラスト等の使用は可
- ・本文の各ページには、ページ番号を記載すること。
- ・企画提案書本文は、３０ページ以内にすること。
- ・企画提案書の記載内容に不整合があった場合は、本市に有利な記載内容を正とみなすものとする。

カ 提案価格書【様式６】１部（別途内訳書を添付すること）

【様式６】により記載し、別途積算根拠となる貴社任意様式の内訳書を添付すること。

- (2) 提出期限 令和７年５月２日（金）１７時まで
- (3) 提出先 真庭市役所産業観光部産業政策課 ※上記４の（３）と同じ
- (4) 提出方法 直接持参、郵送、その他の配送サービスの利用を可とする。

## 7. 審査方法

プロポーザルの審査は以下のとおりとします。

### (1) 第１次審査（書類審査）

提出された業務実績調書、予定技術者調書、提案価格書を下記８（１）～（３）で示す審査基準に基づいて審査し、高い評価を得た提案者を選考する。ただし、プロポーザルの提案者が少数である場合等は、第１次審査を省略し、第２次審査において提出書類審査及びヒアリング等による審査をできるものとする。

実施日：令和７年５月８日（木）予定

### (2) 第２次審査（ヒアリング等による最終審査）

第１次審査により選考された者に対し企画提案についてのプレゼンテーション及びヒアリング等を実施し、第１次審査の点数に下記８（４）を加算し、最も優れている提案者を特定します。

実施日：令和７年５月１２日（月）予定

### (3) 審査結果の通知

#### ①第１次審査

審査結果を書面により通知します。なお、選考された者のみ、審査結果及びヒアリング等を実施する旨をメールにて通知します。

#### ②第２次審査

審査結果をメールにて通知します。

## 8. 審査基準及び配点

プロポーザルは以下の審査基準に基づき審査します。

### 1次審査

- (1) 業務実績 10 / 100点

- (2) 技術者実績 10 / 100点
- (3) 参考見積書 10 / 100点
- 2次審査
- (4) ヒアリング等の内容 70 / 100点

## 9. 日程

- (1) 公示（募集開始） 令和7年4月4日（金）
- (2) 質問受付締切 令和7年4月10日（木）17時まで
- (3) 質問回答 令和7年4月15日（火）（予定）
- (4) 参加申込書締切 令和7年4月23日（水）17時まで
- (5) 企画提案書等の受付締切 令和7年5月2日（金）17時まで
- (6) 第1次審査 令和7年5月8日（木）（予定）
- (7) 第2次審査 令和7年5月12日（月）（予定）
- (8) 結果通知 審査後、速やかに通知する
- (9) 契約締結 最優秀提案者と協議のうえ締結する

## 10. 失格事項

本プロポーザルの提案若しくは提出された提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とします。

- (1) 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) 提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの
- (3) 提案書等提出期限後に参考見積書内の金額に訂正を行ったもの
- (4) ヒアリング等に出席しなかったもの
- (5) 虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの
- (6) 参考見積書のコストが、2. 業務に要する費用（予定価格）を超過したもの
- (7) 審査において総評価点が60点未満のもの

## 11. 契約

受託候補者特定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとします。

なお、その際には、特定された者はあらかじめ見積書を提出するものとします。

## 12. その他留意事項

- (1) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めません。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、入札参加停止措

置を行うことがあります。

- (3) 提出書類は返却しないとともに、提出者の特定以外には提出者に無断で使用しません。
- (4) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提出者の負担とします。
- (5) 「予定技術者調書」に記載した配置予定の管理技術者及び担当技術者は、原則として変更できないものとします。
- (6) 評価点と同点の者が2人以上いる場合の順位は、審査委員会が審議して決定します。
- (7) 真庭市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示の対象となります。ただし、提案者が事業を営む上で、正当な利益を害すると認められる情報は不開示となる場合があります。

なお、本プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響が出るおそれがある情報については決定後の開示とします。

### 13. 担当部署

真庭市役所産業観光部産業政策課 担当 馬野

〒719-3292 真庭市久世2927番地2

TEL : 0867-42-1033

MAIL : sangyou@city.maniwa.lg.jp

審査基準（予定）

審査項目	評価割合	評価及び評価点数				
		極めて良好	良好	普通	やや不十分	不十分
1. 業務実績	10/100	10	8	6	4	2
業務実績は適正であるか	10点					
小計		/10				
2. 技術者実績	10/100	10	8	6	4	2
配置技術者は適正であるか	10点					
小計		/10				
3. 参考見積書	10/100	10～				
業務コストの妥当性	10点					
小計		/10				
4. ヒアリング	70/100					
現状の把握・分析は的確か	10点	10	8	6	4	2
課題の設定は的確か	10点	10	8	6	4	2
企画力（アイデア）はあるか	10点	10	8	6	4	2
企画（アイデア）の執行能力はあるか	10点	10	8	6	4	2
業務に対する理解・意欲はあるか	10点	10	8	6	4	2
仕様書以外の独自提案はあるか	10点	10	8	6	4	2
完了までのスケジュールは適切か	10点	10	8	6	4	2
小計		/70				

※業務コスト評価は、以下の算出方法を用いて評価点を試算することとする。

価格点（10点）×最低見積価格／入札金額